

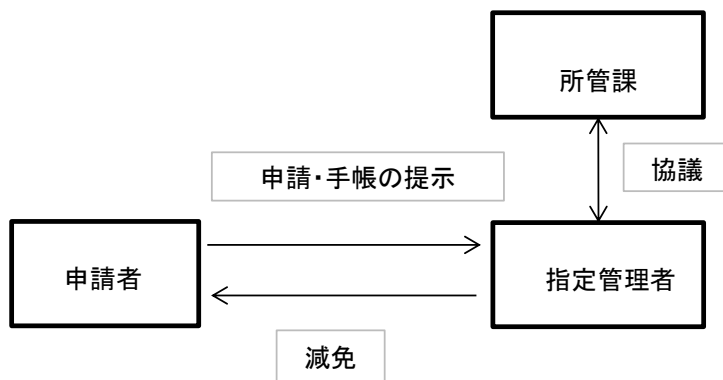
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	駐車料金の減免	
処 分 の 概 要	駐車料金の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)	
条 項	第7条第2項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>松山市駐車場条例施行規則第6条第1項に規定する条件を満たすことを条件として駐車料金の2分の1を減免する。第3項による場合は事案に応じて判断する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市駐車場条例</p> <p>第7条 市長は、法令に定めがあるもののほか特に必要と認めるときは、駐車料金を徴収しない。 2 市長は、特に必要があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、駐車料金及び広告料金(以下「使用料」という。)を減免することができる。</p> <p>松山市駐車場条例施行規則</p> <p>第6条 第1項 市長は、松山市役所前地下駐車場、松山市道後温泉駐車場及び松山市道後温泉祝谷東町駐車場において、次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している普通自動車、自動二輪車(側車付き)及び自動二輪車について駐車場の利用が終わった際に当該手帳の提示があったときは、条例第7条第2項の規定により、駐車料金の2分の1を減免する。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳 (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する</p> <p>第3項 前2項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認める者に対しては、駐車料金及び広告料金(以下「使用料」という。)を減免することができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。